

青森県報

第三千八百八十六号

平成二十六年
八月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 一
- 過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施行…………… (道 路 課) …… 一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (会計管理課) …… 二
- 建設業者の許可の取消し…………… (東青地 民 局) …… 二
- 公安委員会…………… (交通指導課) …… 二
- 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格…………… (交通指導課) …… 二

告 示

青森県告示第六百二十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字小田野沢字南通九二川口 陽二	白糠区域及び小田野区域	小型定置漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七二本柳 勝	白糠区域及び小田野区域	小型定置漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四の二 横磯漁業生産組合	深浦区域	小型定置漁業、たいてい、水面におい
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三四二の五 有限会社 山三黒瀧商店	深浦区域	小型定置漁業、たいてい、水面におい

青森県告示第六百三十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十六年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二から 三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二まで	改築（道路改良）	平成 二六・八・二六

青森県告示第六百三十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

富田支店城南出張所 弘前市大字富士見町

末広町支店 北海道函館市梁川町

及び

を削る。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 木村タイル工業所
- 二 氏名 木村 初男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市茶屋町一九の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一七 八一号
- 五 取消年月日 平成二十六年七月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 石、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十六年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十六年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間において、役務の提供を受ける契約（放置車両の確認及び標章の取付けに係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する同令第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十五日

青森県警察本部長 徳 永 崇

- 一 競争入札参加資格
 - 1 資格審査の対象となる者は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十条の八第一項に規定する、青森県公安委員会の登録を受けた法人で、県と役務契約を締結することを希望する者であつて、次のいずれにも該当しない者とする。
 - (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - (二) 営業に関し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
 - (三) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号（同令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）次に掲げる者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し、金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとす

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（資本金、積立金（準備金）及び繰越利益（欠損）金の合計額とする。）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては、所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の駐車監視員資格者の雇用の状況を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十六年八月二十五日から同年九月八日までとする。ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りではない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（第一号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、交通部交通指導課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（第二号様式）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）

貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

(四) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)

法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの(申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人道庁民税に係るもの)

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表(第三号様式)

(九) その他青森県警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(九)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成二十九年九月三十日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(第四号様式)を提出しなければならない。

ただし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(第三号様式)を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十九年八月に予定している同年十月一日以降の期間についての資格審査の対象、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき、更新手続を行わなければならない。

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（放置車両の確認及び標章の取付けに係るものに限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 希望する業務
役務の提供
- 2 希望する業種
放置車両の確認及び標章の取付け

注) 申請書は各業種毎にそれぞれ個別に申請してください。

経営規模等総括表

審査値 格付

区 分 新規・継続

区分	役務の提供	番号							
----	-------	----	--	--	--	--	--	--	--

(単位：千円)

フリガナ 商号又は名称					代 表 者 職 氏 名					
住 所	〒				電 話 番 号					
住 所 地 区					F A X 番 号					
主 たる 所 在 地	〒				電 話 番 号					
営 業 所					F A X 番 号					
等 住 所										
希 望 す る 業 務	役務の提供									
希 望 す る 業 種	放置車両の確認及び標章の取付け									
平 均 生 産 額 又 は 販 売 額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	年間平均実績高 (①+②) / 2		役 務					
自 己 資 本 金 (元入金)	直前決算時	剰余(欠損)金処分	決算後増減	計						
積立金(準備金)										
本 次 期 繰 越 利 益 (欠 損 金 額 計)										
職 員 数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人	計 人						
経 営 比 率	流動資産() - 流動負債() × 100 = %									
営 業 年 数	創 業 日 年 月 日	現 組 織 変 更 日 年 月 日	営 業 中 断 期 間 年 月 ~ 年 月	通 算 年 数 年						
障 害 者 雇 用 状 況	障 害 者 雇 用 状 況 報 告 義 務 法 定 雇 用 率 達 成	有 無	障 害 者 雇 用 状 況 報 告 義 務 雇 用 障 害 者 数	無 人						
I S O 認 証 取 得	有 (ISO9001、ISO14001)				無					

注) 太枠の欄は記入しないでください。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

1	〒	電話番号	
		FAX番号	
2	〒	電話番号	
		FAX番号	
3	〒	電話番号	
		FAX番号	
4	〒	電話番号	
		FAX番号	
5	〒	電話番号	
		FAX番号	
6	〒	電話番号	
		FAX番号	
7	〒	電話番号	
		FAX番号	
8	〒	電話番号	
		FAX番号	
9	〒	電話番号	
		FAX番号	
10	〒	電話番号	
		FAX番号	
11	〒	電話番号	
		FAX番号	
12	〒	電話番号	
		FAX番号	
13	〒	電話番号	
		FAX番号	
14	〒	電話番号	
		FAX番号	
15	〒	電話番号	
		FAX番号	
16	〒	電話番号	
		FAX番号	

第3号様式

役員等一覧表

商号又は名称： _____

平成 年 月 日現在

役職	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所

注1 この表には、次に該当する者について記載すること。

(1)法人にあつては、商業登記事項証明書(現在事項全部証明書)記載の全役員

(2)法人でない団体にあつては、代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者

(3)個人にあつては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)

注2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので

次のとおり営業を 休業 ・ 廃業したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日
廃止月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭